

職員が各人の持てる能力を十分に発揮し、仕事と子育てを両立させることができる働きやすい雇用環境の整備を行うために、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 2年 12月 1日～令和 5年 11月 30日までの 3年間

2. 内容

目標1：男性職員の育児休業取得を促進する措置の実施

<対策>

- 令和 2年 12月～ 制度に関するパンフレットの作成
- 令和 3年 1月～ 会議時に作成したパンフレットの周知を図る
- 令和 3年 4月～ 取得に向けての相談窓口を本部事務局に設置

目標2：妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保について、職員に対する制度の周知や情報提供及び相談体制の整備の実施

<対策>

- 令和 2年 12月～ 具体的なニーズの調査
- 令和 3年 2月～ 次年度の研修計画を策定する
- 令和 3年 4月～ 相談窓口を本部事務局に設置